

法務・税務・労務オンラインセミナー 概要(2026 年 7 月 7 日開催)

テーマ <電子請求書に関する法改定>

日時: 2026 年 7 月 7 日 14:30~16:30

講師: FIDAL 法律事務所

Anne BENOIT 弁護士、遠藤佳澄マネージャー

1. 改定の目的と背景

電子請求書改革は、企業競争力の強化、VAT 申告の簡素化、VAT 不正対策の強化、行政による経済活動のリアルタイム把握を目的として導入される。

2. 電子請求書(E-invoicing)と電子報告(E-reporting)の概要

電子請求書はフランス国内の課税事業者間取引(B2B)を対象とする。VAT 免税対象企業やグループ内取引も対象となる。非課税取引(B2C)、海外に設立された企業との取引は対象にならない。2026 年度財政法により EU 域内取引も対象外とされた(2030 年 7 月 1 日まで)。一方、電子報告は国際 B2B 取引や B2C 取引等を対象とし、税務当局へ取引データや支払データを送信する制度である。2026 年度財政法により電子報告の対象範囲が拡大され、三者間取引制度に関係する EU 域内購入等も対象になることが明記された。

3. 導入スケジュール

2026 年 9 月 1 日からすべての企業が電子請求書を受領できるようにしなければならない。また大企業・中堅企業(ETI)は 2026 年 9 月 1 日から電子請求書発行義務の対象となり、中小企業およびマイクロ企業は 2027 年 9 月 1 日から対象となる。すべての企業は発行義務の開始前から電子請求書を受領できる体制を整備する必要がある。

4. 制度関係者

制度の中心となるのは国から認可されたプラットフォーム(PA)であり、企業は少なくとも 1 社の PA と契約する必要がある。PA は請求書データを公的データハブおよび取引先へ送信する。税務当局は送信されたデータを監査、VAT 申告の事前入力、脱税対策等に利用する。

5. 罰則

電子請求書未発行は 1 件 50 ユーロ、電子報告違反は 1 件 500 ユーロが原則で、年間上限 15000 ユーロが設定されている。いずれも初犯は処罰されない。2026 年度財政法では PA がない

場合につき新たな罰金(500 ユーロ、3ヶ月後には 1,000 ユーロまで増額可)も設定された。また PA に対する制裁規定も新設され、電子報告違反には最大 10 万ユーロの罰金が規定されている。

6. 電子請求書の実務要件

電子請求書は欧州規格 EN16931 に準拠する必要がある、フォーマットは UBL、CII、Factur-X が認められる。単純な PDF 請求書は適格電子請求書として認められない。請求書には SIREN 番号、VAT 番号、取引区分、納品先住所等の記載が必要となる。また請求書の提出、顧客による拒否、入金、技術的な問題による却下の 4 つの必須ステータスでデータライフサイクルが管理される。

7. ユースケースの公開

電子請求書への移行には、特定の付加価値税制度を改革の実施にあわせて調整する必要があるため、AFNOR(フランス規格協会)が 44 種類のユースケースを公表。前受金請求書、Auto-facturation、第三者支払い、マーケットプレイス取引、三者間取引、国際 B2B 取引など、多様な商流への対応方法が示されている。

8. 電子報告制度

請求書データ、支払データ、取引集計情報等を税務当局へ送信する義務。対象は外国の課税対象事業者(国際 B2B 取引)、個人の非課税対象者(B2C 取引)が関与するもの。送信頻度は企業の VAT 制度により異なり、月次・10 日毎・2 か月毎等の報告義務が設けられる。

請求書データ、請求書の支払いデータ(入金日、入金額など)、取引データなどが報告対象。取引のタイプ(国際取引、B2C 取引、支払いデータ)によって、提供者、購入者が PA を通じて送信するデータは異なる。

9. 企業が準備すべき事項

売買の流れの分析・マッピング、VAT 処理の確認、社内システムおよび業務フローの見直し、PA の選定、社内研修の実施が必要。また EU レベルの ViDA(デジタル時代の付加価値税)改革の動向を継続的に確認する必要がある。

10. EU の ViDA 改革

EU では 2030 年 7 月 1 日から電子請求書制度のさらなる統一が予定されている。三者間取引表示、修正請求書の連番管理、銀行口座情報の記載等の新要件が導入される見込みである。今後の法改正動向を注視する必要がある。

(以上)

